

## 静岡市における物品調達に係る入札参加者の選定に関する基準

### 1 趣旨

この基準は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものを除き、静岡市が発注する物品の製造の請負（修繕を含む。）又は買入れ若しくは売払い（以下「物品調達」という。）に係る入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の選定の基準について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 入札の方法

入札の方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による参加者の資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）及び指名競争入札のいずれかによる。

### 3 入札参加者の選定順位

入札参加者は、特別な理由がある場合を除き、入札参加資格を有する者のうちから、次の順位により選定する。

- (1) 静岡市内に本社、本店等の主たる営業所を有している者
- (2) 静岡市内に支店・営業所等を有している者
- (3) 前2号に掲げる者以外のもの

### 4 制限付一般競争入札における選定基準

物品調達の内容に応じ、前項に規定する入札参加者の選定順位を踏まえ、入札ごとに適正な入札参加資格要件を設定して、入札参加者を選定する。

### 5 指名競争入札における選定基準

#### (1) 選定の原則

指名人の選定は、この基準に基づく方法によることを基本として公正かつ公平に行うとともに、その選定経過等について客観性及び透明性を確保するものとする。

#### (2) 中小企業者への配慮

指名人の選定に当たっては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）の趣旨に基づき、中小企業者の受注機会の確保に配慮して行う。

#### (3) 指名人の選定数

おおむね15者程度以内の数で、物品調達に係る業務の実情に応じて、適当と認める数とする。

#### (4) 指名しない場合

ア 次に掲げる場合は、指名しない。

(ア) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定

する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるとき。

(イ) 静岡市入札参加停止等措置要綱(平成24年4月1日施行)に基づく入札参加停止の期間中であるとき。

(ウ) (イ)の措置をとるために必要な調査等を行っている場合において、当該調査等に必要ない期間内にあるとき。

(エ) 事業協同組合その他の組合を指名する場合において、当該組合の構成員であるとき。

イ 次に掲げる場合は、その状況が改善されるまでの間、指名しない。

(ア) 物品調達に係る契約に基づく市の指示に従わない等契約の履行が不誠実であると認められるとき。

(イ) 会社更生、民事再生、破産等の手続の申請、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止、税の滞納等の事実があり、経営状況が不健全であると認められるとき。

#### (5) 指名に当たり勘案する事項

指名人の選定に当たっては、次に掲げる事項を総合的に勘案する。

##### ア 地理的条件

(ア) 物品調達に係る業務の規模、内容等から判断して、静岡市内に本社、本店等又は支店、営業所等を有する者による履行が可能であると認められるときは、その者の事業所の所在地が静岡市内にあるか否かを勘案する。

(イ) 物品調達の発注場所又は納入場所とその者の事業所の所在地との地理的關係は、原則として勘案しない。

##### イ 指名回数

特定の者に指名回数が偏らないよう、バランスを勘案する。

##### ウ 履行実績

過去における同種の物品調達についての履行の実績、状況等が良好であるか否かを勘案する。

##### エ 許認可等の有無

契約の履行につき、法令等に基づく許可、認可等を必要とする場合は、当該許可、認可等の取得の状況を勘案する。

##### オ 技術的条件

契約の性質上、特殊な技術、設備等若しくは特許、実用新案等を必要とする場合又は契約の履行後のアフターサービスを必要とする場合は、これらの保有状況、実施体制等を勘案する。

カ 代理店、特約店等の状況

当該物品調達に、代理店、特約店等との取引とすることが契約上有利であると認められる場合は、当該物品の取引に係る代理店、特約店等であるか否かを勘案する。

6 適用除外

災害等の理由により緊急を要する場合、特殊な物品に係るものである場合その他特に必要があると認められる場合は、この基準によらない物品調達の運用を行うことができる

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。